

令和6年6月

セーフティネット2・4・5号の認定について

令和6年6月にセーフティネット2・4・5号認定を申請する際にご準備いただく様式及び売上月、疎明資料、添付書類、注意点についてご案内いたします。

<6月の変更点（変更点：二重線マーカ一部分）>

- ① 把握する売上月が1月ずつ変わります。
- ② 「4」の期限を6月12日（水）とします。

※ 認定申請時の混雑を緩和し円滑な認定書発行を継続するため、売上疎明資料等は必ず検算を行い資料間の不整合がないように確認する、見込み額の計算根拠を明確にする等、ご協力をお願いいたします。また、提出様式等は、以下のホームページからダウンロードしていただくことが可能ですので、ご利用ください。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1415/p003138.html>

1 6月の様式及び売上月について

令和6年6月の各種認定の様式は原則として、以下のとおりです。

認定区分	様式	売上月
2号	2号 (①-イ、①-ロ)	令和6年5・6・7月 (やむを得ない事情がある、 又は資料が試算表の場合は 令和6年4・5・6月)
4号	4号 (②)	
5号	コロナに関連	5号1-④、1-⑤、1-⑥
	従来分	5号1-①、1-②、1-③ 令和6年1月～5月 の直近の3月

※1 売上月については、試算表又は内容証明をした内訳資料（「2」でご説明します。）等で把握ができる直近のものとなります。（例：5・6・7月の売上を把握しているのに4・5・6月の売上で認定申請していただくことはできません。）

※2 2号認定（①-イ、①-ロ）及び5号認定の従来分（5号1-①、1-②、1-③）は、前年同期と比較してください。（以下の「※3」及び「※4」は適用されません。）

※3 最近1か月の売上高が前年同期と比較して増加している場合、直近6カ月平均の売上高で比較することができる場合があります（詳しくはお問い合わせください）。その場合は令和5年12月～令和6年5月の平均売上高を比較します。

※4 売上高等を比較する際は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較するため、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期と比較することになります。ただし、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することになります。

（2頁目に続きます。）

2 売上疎明資料について

売上疎明資料として、以下の(1)~(4)のいずれかの書類を添付してください。

- (1) 日毎又は受注先毎の内訳のある資料に内容証明をしたもの（原則として直近の3・4・5月の売上のみこの方法によることができます。）
- (2) 試算表（月毎の損益計算書）
- (3) 法人税確定申告書の法人事業概況説明書
- (4) (1)、(2)、(3)により難しい場合は、納品書・請求書等内容を証明できる資料

※ (1)、(2)、(3)、(4)の整合（試算表と概況書の月毎売上額の一致、税別・税込・少額売上の有無等）にご注意ください。

【内容証明とは？】

疎明資料の余白に「（例）〇月分の売上はこの書類の内容で相違ありません。」等と記載し、住所・名前・代表者名（法人のみ）を記入したうえで押印をしてください。資料が複数枚になる場合は、袋とじにして割り印を押す等、一連の資料であることを明確にしてください。押印をする方は認定申請者、税理士、委任を受けた金融機関支店の支店長のいずれかとします。（金融機関の場合は、住所・名前・金融機関名・支店名・支店長名を記入し、金融機関支店の印を押印してください。また、税理士の場合は日毎又は受注先毎の内訳は不要です。）

3 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- (1) 認定申請書 2部
- (2) 減少率計算の基礎 1部
- (3) 法人税の確定申告書（法人）又は確定申告書（個人）の写し（4号認定は直近2年度分、5号認定は1年度分） ※下欄の注意点をご確認ください。
- (4) 商業登記簿謄本（登記事項全部証明書）の原本又は写し
- (5) 売上疎明資料（「2」のとおり）
- (6) 理由書（※最近6か月の売上高平均を比較する場合）
- (7) 取引依存度疎明資料（「2」に倣い内容証明をしたものが2号認定の場合のみ必要）

(3)の申告書については、認定申請時の負担軽減のため、提出する写しは以下の部分のみとします。

＜法人税の確定申告書（法人）＞

- ・別表1「各事業年度の所得に係る申告書（1枚） ・法人事業概況説明書（両面）
- ・決算書（決算報告書表紙から個別注記表まで）

＜確定申告書（個人）＞

- ・第1表（確定申告書）（1枚） ・営業所得内訳書（月別売上記載頁を含む。）
- ・不動産所得内訳書（ある場合のみ、月別売上記載頁を含む。）

4 5月中に作成した資料を6月に提出する場合の提出日について

「1 6月の様式及び売上月について」によらない、5月中に作成した資料については、原則として6月12日（水）まで提出していただけます。